

介護報酬の算定構造(案)

地域密着型サービス

：平成21年度見直し案箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合(※)	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	×70/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 381単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 580単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅲ) (1回につき 780単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,760単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		

※平成21年3月31日時点で、3級訪問介護員が指定夜間対応型訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 認知症対応型通所介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (526 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
			要介護2 (578 単位)									
			要介護3 (630 単位)									
			要介護4 (682 単位)									
			要介護5 (735 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満	要介護1 (715 単位)										
		要介護2 (789 単位)										
		要介護3 (864 単位)										
		要介護4 (938 単位)										
		要介護5 (1,013 単位)										
	(三) 6時間以上8時間未満	要介護1 (967 単位)	8時間以上9時間未満の場合 +50単位									
		要介護2 (1,071 単位)										
		要介護3 (1,175 単位)										
		要介護4 (1,280 単位)										
		要介護5 (1,384 単位)										
(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (477 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
		要介護2 (523 単位)										
		要介護3 (570 単位)										
		要介護4 (617 単位)										
		要介護5 (663 単位)										
	(二) 4時間以上6時間未満	要介護1 (645 単位)										
		要介護2 (711 単位)										
		要介護3 (778 単位)										
		要介護4 (844 単位)										
		要介護5 (911 単位)										
(三) 6時間以上8時間未満	要介護1 (869 単位)	8時間以上9時間未満の場合 +50単位										
	要介護2 (962 単位)											
	要介護3 (1,055 単位)											
	要介護4 (1,148 単位)											
	要介護5 (1,241 単位)											
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (235 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
		要介護2 (243 単位)										
		要介護3 (252 単位)										
		要介護4 (260 単位)										
		要介護5 (269 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 (335 単位)										
		要介護2 (348 単位)										
		要介護3 (360 単位)										
		要介護4 (372 単位)										
		要介護5 (384 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 (469 単位)										8時間以上9時間未満の場合 +50単位
		要介護2 (486 単位)										
		要介護3 (503 単位)										
		要介護4 (520 単位)										
		要介護5 (537 単位)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)											

3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注 登録者数が登録定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 過少サービスに対する減算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要介護1	(11,430 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
	要介護2	(16,325 単位)			
	要介護3	(23,286 単位)			
	要介護4	(25,597 単位)			
	要介護5	(28,120 単位)			
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ハ 認知症加算					
(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ニ 看護職員配置加算					
(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)					
(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)					
ホ 事業開始時支援加算					
(1) 事業開始時支援加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
(2) 事業開始時支援加算(Ⅱ) (1月につき 300単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算					
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					

： 事業所開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	注 夜間ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 看取り介護加算	
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	要介護1	(831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +80単位 (死亡日以前30日を限度)
	要介護2	(848 単位)							
	要介護3	(865 単位)							
	要介護4	(882 単位)							
	要介護5	(900 単位)							
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)	要介護1	(861 単位)							
	要介護2	(878 単位)							
	要介護3	(895 単位)							
	要介護4	(912 単位)							
	要介護5	(930 単位)							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算									
(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ト サービス提供体制強化加算									
(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)									
(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									

5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につ き)	要介護1 (571 単位)	×70/100	1日につき +12単位	1月につき +80単位
	要介護2 (641 単位)			
	要介護3 (711 単位)			
	要介護4 (780 単位)			
	要介護5 (851 単位)			
<input type="checkbox"/> 夜間看護体制加算 <div style="text-align: right;">(1日につき 10単位を加算)</div>				

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ)(旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (460 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位
			要支援2 (509 単位)									
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (621 単位)									
			要支援2 (691 単位)									
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (835 単位)									
			要支援2 (934 単位)									
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ)(旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (419 単位)									
			要支援2 (462 単位)									
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (561 単位)									
			要支援2 (624 単位)									
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (751 単位)									
			要支援2 (839 単位)									
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (218 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	
		要支援2 (230 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 (311 単位)										
		要支援2 (329 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援1 (435 単位)										
		要支援2 (460 単位)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)											

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要支援1 (4,469 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
	要支援2 (7,995 単位)			
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				
ハ 事業開始時支援加算		(1) 事業開始時支援加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)		
		(2) 事業開始時支援加算(Ⅱ) (1月につき 300単位を加算)		
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)		
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)		
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)		

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2 (831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費	要支援2 (861 単位)						
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)					
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)					
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)					
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					